

斐川宍道水道企業団発注工事等における新型コロナウイルスへの対応

1 . 受注者の感染予防対策の徹底

- 厚生労働省が発表する情報の収集及び作業従事者等への周知
- 感染予防対策（厚労省のチラシ掲示、手洗い、咳エチケットの励行等）を実施
- 作業従事者等の健康管理に留意（始業時の健康状態報告等）
- 現場見学会等の中止

2 . 新型コロナウイルスへの対応

（1）作業従事者等に感染もしくは濃厚接触者がいることが判明した場合

- ① 受注者は、速やかに発注者（監督職員）に報告してください。
- ② 受注者は、感染者あるいは濃厚接触が疑われる者の自宅待機など保健所等の指示に従って適切に対応してください。
- ③ 工事等の一時中止、工期延期を発注者（監督職員）に協議してください。
- ④ 工事等の再開にあたり、必要な措置（消毒等）について保健所等の指示に従ってください。

※ 監督職員等に感染者あるいは濃厚接触が疑われる者が判明した場合は、速やかに受注者へ報告するとともに、適切な対応を行う。

（2）感染の影響により資材調達ができなくなった場合

- ① 受注者は、速やかに発注者（監督職員）に調達困難な資材状況を報告してください。
- ② 発注者は、工期内の完了が困難と判断した場合は、必要な期間の工期延期を行う。
- ③ 現場作業の継続が難しい場合（資材調達の目途が立たない等）は、工事等の一時中止期間を両者協議により定め、発注者は、その期間について工事等の一時中止を指示し、併せて工期延期、請負代金の変更など適切に対応する。

（3）休校の影響や工事等を県外で実施（工場製作・設計業務等）しており、感染拡大防止等の観点から、工事等の継続が困難となった場合

- ① 受注者は、速やかに発注者（監督職員）に工事等の継続が困難な状況を報告してください。
- ② 工事等の継続が難しい場合は、工事等の一時中止期間を両者協議により定め、発注者は、その期間について工事等の一時中止を指示し、併せて工期延期、請負代金の変更など適切に対応する。

3 . 斐川宍道水道企業団への来訪

契約関係及び協議等での来訪は必要最小限とするよう、ご協力をお願いします。